

平成23年5月17日(火曜日)第3回臨時会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
小野秀夫	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	横山一郎	会計管理者 (兼)会計課長
奥山健一	水道事業所長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	清野健	生涯学習課長

事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第1号

第3回臨時会

平成23年5月17日(火曜日)

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 仮議席の指定について

” 2 寒河江市議会議長選挙について

” 3 議長就任あいさつ

休 憩

再 開

日程第 4 寒河江市議会副議長選挙について

” 5 副議長就任あいさつ

” 6 議席の指定について

休 憩

再 開

日程第 7 会議録署名議員指名

” 8 会期決定

” 9 寒河江市議会常任委員会委員の選任について

” 10 寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

” 11 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について

” 12 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選について

休 憩

再 開

日程第 13 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果報告について

” 14 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告について

休 憩

再 開

日程第 15 西村山広域行政事務組合議会議員選挙について

” 16 寒河江市水防協議会委員の推薦について

” 17 寒河江市農業委員会委員の推薦について

” 18 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

” 19 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)

” 20 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市民浴場に関する条例の一部を改正する条例)

” 21 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

” 22 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第1号))

- ” 23 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）
 - ” 24 議第34号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）
 - ” 25 議第35号 平成23年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）
 - ” 26 議案説明
 - ” 27 委員会付託
 - ” 28 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

日程の追加

議第36号 寒河江市監査委員の選任について

閉会中の継続審査の申し出について

開 会 午前9時30分

安食俊博事務局長 おはようございます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、新宮征一議員が年長の議員でありますので御紹介申しあげます。

新宮議員、御登壇お願いいたします。

〔新宮征一議員 登壇〕

新宮征一臨時議長 おはようございます。

ただいま御紹介ありました新宮征一であります。暫時の間、臨時に議長の職務を行いますのでよろしくお願い申しあげます。

ただいまから、平成23年第3回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

会議を始める前に申しあげますが、過般の世話人会において、本日の会議における服装については、上着の着脱は自由とすることを決定しております。

これより本日の会議を開きます。

仮議席の指定について

新宮征一臨時議長 日程第1、仮議席の指定であります。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。
仮議席はただいま御着席の議席と指定いたします。

寒河江市議会議長選挙について

新宮征一臨時議長 日程第2、これより寒河江市議会議長の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

新宮征一臨時議長 ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、
点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票用紙に氏名を明確に記載して投票されるよう願います。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

安食俊博事務局長 それでは、私から点呼をいたします。順次投票記載所で御記入の上、投票をお
願いいいたします。

1番阿部 清議員、2番遠藤智与子議員、3番後藤健一郎議員、4番太田芳彦議員、5番國井輝
明議員、6番沖津一博議員、7番工藤吉雄議員、8番杉沼孝司議員、9番辻 登代子議員、10番荒
木春吉議員、11番鴨田俊廣議員、12番木村寿太郎議員、14番佐藤良一議員、15番内藤 明議員、16
番高橋勝文議員、17番川越孝男議員、18番那須 稔議員、13番新宮征一議員。

新宮征一臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

新宮征一臨時議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番國井輝明議員、10番荒木春吉議員、15番内藤明議員を指名いたします。それでは3議員の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

新宮征一臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票中

高橋勝文議員 11票

新宮征一 4票

川越孝男議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.25票であります。よって、高橋勝文議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました高橋議員が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長就任あいさつ

新宮征一臨時議長 日程第3、議長の就任あいさつをお願いいたします。

高橋勝文議員、御登壇願います。

〔高橋勝文議長 登壇〕

高橋勝文議長 一言御礼とごあいさつを申し上げます。

まずもって、皆さんの御厚情に深甚から感謝を申し上げます。

公平、公正な、そしてタイムリーでスピーディーな議会運営を図ってまいりたいと、このように思っています。

さらに、市民から信頼される議会、これを目指してまいりたいと、このように思っております。

議員の皆さん、そして寒河江市長初め当局の皆さん、さらなる御厚情をお願い申しあげて、一言御礼の言葉にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

新宮征一臨時議長 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

議長を交代いたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時05分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会副議長選挙について

高橋勝文議長 日程第4、これより、寒河江市議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

高橋勝文議長 ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票用紙に氏名を明確に記載して投票されるよう願います。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

安食俊博事務局長 それでは、私から点呼をいたします。順次投票記載所で御記入の上、投票願います。

1番阿部 清議員、2番遠藤智与子議員、3番後藤健一郎議員、4番太田芳彦議員、5番國井輝明議員、6番沖津一博議員、7番工藤吉雄議員、8番杉沼孝司議員、9番辻 登代子議員、10番荒木春吉議員、11番鴨田俊廣議員、12番木村寿太郎議員、13番新宮征一議員、14番佐藤良一議員、15番内藤 明議員、17番川越孝男議員、18番那須 稔議員、16番高橋勝文議長。

高橋勝文議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

高橋勝文議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番阿部 清議員、9番辻 登代子議員、17番川

越孝男議員を指名いたします。それでは3議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

高橋勝文議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 18票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

鴨田俊廣議員 10票

那須 稔議員 5票

内藤 明議員 2票

遠藤智与子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.5票であります。よって鴨田俊廣議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました鴨田俊廣議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長就任あいさつ

高橋勝文議長 日程第5、副議長の就任あいさつをお願いいたします。

鴨田俊廣議員、御登壇願います。

〔鴨田俊廣副議長 登壇〕

鴨田俊廣副議長 おはようございます。

先ほどの選挙、当選をさせていただきましてまことにありがとうございます。謹んで就任をお受けすることといたします。

就任した以上は、議長をよく補佐し、寒河江、この議会の活性化のため、そして寒河江市発展のために尽力する所存でございます。

議員の皆様方、そして執行部の皆様方に今後とも御指導、御鞭撻、御協力をよろしくお願い申し上げ、私の就任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

議席の指定について

高橋勝文議長 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席の番号と議員指名を事務局長が朗読いたします。

安食俊博事務局長 それでは申し上げます。

1番高橋勝文議員、2番阿部 清議員、3番遠藤智与子議員、4番後藤健一郎議員、5番太田芳彦議員、6番國井輝明議員、7番沖津一博議員、8番工藤吉雄議員、9番杉沼孝司議員、10番辻登代子議員、11番荒木春吉議員、12番木村寿太郎議員、13番新宮征一議員、14番佐藤良一議員、15

番内藤 明議員、16番川越孝男議員、17番那須 稔議員、18番鴨田俊廣議員。

高橋勝文議長 ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

この際、世話人会を第1会議室において開会し、常任委員及び議会運営委員について協議を願います。

また、世話人会終了後、全員協議会を本議場において開会し、常任委員及び議会運営委員について協議いただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午後 2時15分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員指名

高橋勝文議長 日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、2番阿部 清議員、18番鴨田俊廣議員を指名いたします。

会 期 決 定

高橋勝文議長 日程第8、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、世話会の協議結果に基づき、本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第3回臨時会日程

平成23年5月17日(火)開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
5月17日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、仮議席指定、議長選挙、議長就任あいさつ	
	休 憩			
	再 開	本 会 議	副議長選挙、副議長就任あいさつ、議席指定	
	休 憩 (休 憩 中)	世 話 人 会	常任委員会委員の内定、議会運営委員会委員の選出方法	第1会議室
		各 会 派 会 議	議会運営委員会委員の選出	各 控 室
		世 話 人 会	議会運営委員会委員の内定	第1会議室
全 員 協 議 会		常任委員会委員の内定、議会運営委員会委員の内定	議 場	

	再開	本会議	会議録署名議員指名、会期決定、常任委員会委員選任、議会運営委員会委員選任、常任委員会正副委員長互選、議会運営委員会正副委員長互選	議場
休憩 (休憩中)		総務文教常任委員会	正副委員長互選、編集委員等の選出	第2会議室
		厚生常任委員会	同上	第3会議室
		建設経済常任委員会	同上	第4会議室
		議会運営委員会	正副委員長互選	第1会議室
	再開	本会議	常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	議場
休憩 (休憩中)		議会運営委員会	各種委員等の内定	第1会議室
		全員協議会	各種委員等の内定	議場
	再開	本会議	西村山広域行政事務組合議会議員選挙、寒河江市水防協議会委員及び寒河江市農業委員会委員の推薦、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、閉会	議場

寒河江市議会常任委員会委員 の選任について

高橋勝文議長 日程第9、寒河江市議会常任委員会委員の選任であります。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務文教常任委員会委員に、

沖津 一博議員 辻 登代子議員 荒木 春吉議員

佐藤 良一議員 内藤 明議員 高橋 勝文

を指名いたします。

厚生常任委員会委員に、

阿部 清議員 遠藤智与子議員 太田 芳彦議員

國井 輝明議員 木村寿太郎議員 那須 稔議員

を指名いたします。

建設経済常任委員会委員に、

後藤健一郎議員 工藤 吉雄議員 杉沼 孝司議員

新宮 征一議員 川越 孝男議員 鴨田 俊廣議員

を指名いたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員 の選任について

高橋勝文議長 日程第10、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任であります。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、
後藤健一郎議員 沖津 一博議員 工藤 吉雄議員
杉沼 孝司議員 新宮 征一議員 内藤 明議員

を指名いたします。

寒河江市議会常任委員会正副委員
長の互選について及び寒河江市議
会議会運営委員会正副委員長の互
選について

高橋勝文議長 日程第11、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について及び日程第12、寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選についてであります。

これより、各常任委員会並びに議会運営委員会を招集いたします。招集場所を総務文教常任委員会は第2会議室、厚生常任委員会は第3会議室、建設経済常任委員会は第4会議室といたします。正副委員長の互選を行っていただきます。

次に、各常任委員会終了後、第1会議室において議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を行っていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後3時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会常任委員会正副委員
長の互選結果報告並びに寒河江市
議会議会運営委員会正副委員長の
互選結果報告について

高橋勝文議長 日程第13、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果報告並びに日程第14、寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告であります。

それぞれの委員会の正副委員長の選出結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長 辻 登代子議員

副委員長 沖津 一博議員

厚生常任委員会 委員長 國井 輝明議員

副委員長 阿部 清議員

建設経済常任委員会委員長 工藤 吉雄議員

副委員長 後藤健一郎議員

議会運営委員会 委員長 沖津 一博議員

副委員長 工藤 吉雄議員

以上でございます。

この際、第1会議室において議会運営委員会を開会し、議会または議員と関係ある各種委員会各種委員等の選出などについて御協議願います。

また、議会運営委員会終了後、本議場において全員協議会を開会します。

この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午後3時02分

再 開 午後3時55分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村山広域行政事務組合議会議員 選挙について

高橋勝文議長 日程第15、西村山広域行政事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において、指名することにいたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西村山広域行政事務組合議会議員には、國井輝明議員、沖津一博議員、工藤吉雄議員、新宮征一議員、川越孝男議員、私高橋勝文、以上、6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました議員が西村山広域行政事務組合議会議員に当選されました。

寒河江市水防協議会委員の推薦に ついて

高橋勝文議長 日程第16、寒河江市水防協議会委員の推薦についてを議題といたします。

このことにつきましては、市長から5名の委員を推薦依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選によりしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において、指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

寒河江市水防協議会委員に太田芳彦議員、佐藤良一議員、那須 稔議員、鴨田俊廣議員、私高橋勝文、以上、5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を寒河江市水防協議会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました議員を寒河江市水防協議会委員に推薦することに決しました。

寒河江市農業委員会委員の推薦について

高橋勝文議長 日程第17、寒河江市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

このことにつきましては、市長から1名の委員を推薦依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選によりしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において、指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

寒河江市農業委員会委員に菊地弘美氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地弘美氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました菊地弘美氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

日 程 の 追 加

高橋勝文議長 ただいま、市長から議第36号、寒河江市監査委員の選任についてが提出されました。お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、議第36号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議 案 上 程

高橋勝文議長 議第36号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、杉沼孝司議員の退席を求めます。

〔 9 番 杉沼孝司議員 退席 〕

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〔 佐藤洋樹市長 登壇 〕

佐藤洋樹市長 議第36号、寒河江市監査委員の選任について御説明申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員について、新たに寒河江市大字寒河江字塩水58番地の6、杉沼孝司氏を選任いたしたいので議会の同意を求めようとするものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託

高橋勝文議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第36号については、会議規則第37条第3項に規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第36号については委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

高橋勝文議長 これより、質疑、討論、採決に入ります。

議第36号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤良一議員 人事案件でありますけれども、市長の提案になっておりますけれども、どういふことを参考にして行われたのかどうかであります。ただ紙1枚で同意くださいと言われてもなかなか議員にはわかりません。どういふ基準で、何をもってどう議場に提出されたのか、その辺ははっきりしてもらわないと困ります。まして、監査委員という立場は本当に大変であります。その辺をどのように認識しているのかどうかであります。ぜひ、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御提案申しあげました杉沼孝司議員につきましては、監査委員として、これまでの経験、力量からいって適任であるというふうに判断をして、今回御提案をさせていただいたところでありまして御理解をいただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤良一議員 自分も4年ぶりに返り咲きであります。その中におきましても適任、人材が当然無会派の中にもいると私は思っております。どうしてこういうみんなで論議する立場で、市長はこのたび、実に個人のことを申しあげるわけではありませんし、市長が提案しているわけですから、その辺も全体にもっと諮るべきではなかったかと私は思っております。もう一度市長、その辺の考え。もう一回取り下げるといふことはできないかと思っておりますけれども、ぜひその気持ち、やってもらいたい。議選代表でいきますので当然厳しい意見も言ってもらわなければ困る、そういうことも認識してもらわなければならない。監査というのは予算全体をやるわけですから、そういうことで選ばれたのかどうかであります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何度も申しあげましたけれども、適任として我々の方から、私から御提案申しあげているところでありますので、議員各位の御理解をいただきたい、御判断をいただきたいということでありまして。よろしく願いを申しあげます。

高橋勝文議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略します。

これより、議第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第36号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第36号は、これに同意することに決しました。

これより、杉沼孝司議員の着席を求めます。

〔9番 杉沼孝司議員 着席〕

報 告

高橋勝文議長 日程第18、報告第1号を議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 報告第1号、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本年3月3日に寒河江市中央1丁目地内において、市有自動車の公務運転中に発生した事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので御報告申し上げるものであります。

以上であります。

高橋勝文議長 ただいまの報告第1号について質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤良一議員 冬の事故ですね、地震になる前の。中央1丁目しか書いておりません。どこの駐車場ですか、まず第1点。事故の内容、駐車場で車の事故ですけれども、どのようになったのかであります。その状況、状態。再発防止のためにどのような対策をなされたのか、またであります。その辺の実態を職員には事故のないよう、当然通達を出しているはずでありますし、ぜひ、その場所と、どこでどのような状態でぶつかったのか、事故が起きたのかははっきりさせる必要があると思います。

高橋勝文議長 犬飼総務課長。

犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

場所につきましては、市役所の南側の場所でございます。市役所のちょうど西側に市道がございますけれども、その市道、細い道路を真っすぐ南進しますとT字路にぶつかります。そのT字路から右折してすぐの場所でございます。駐車場にとめてありました個人の車に、公務中運転していて衝突したというふうな状況でございます。

再発防止につきましては、事故を起こした職員に対しても、今後事故等ないようにということで注意させていただいたところでございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤良一議員 駐車場、やはり3月も雪もありますけれども、恐らく相手の車は市に用向きが来て来たと思います。市の職員が出るとき横断すると言っておりますけれども、その辺の感じで認識が甘かったのではないかなと思います。仮に税金を納めに来たというならば、当然その人には大変御迷惑をかけたと私なりに思っております。職員には、駐車場だからと甘く見ないで、当然これからの公務をやってもらいたい。その辺の感じ、どのように対策をとるんですか。

高橋勝文議長 犬飼課長。

犬飼一好総務課長 事故を起こした場所は駐車場ではないんです。説明がわかりにくかったというふうに思いますが、先ほど申し上げましたのは、駐車場から出まして西側の市道、細い道路があるんですけれども、その道路を南進、南側に行ったところにちょうどT字路があると。中央1丁目地内ですけれども、そのT字路を右折した際に、右側、アパートにとまっていた個人所有の車に衝突したというふうな状況でございます。

御案内のように、ことしは豪雪というふうな中でちょっと滑ってしまったというふうなことなどもございますけれども、今後そのような事故等が発生しないように十分職員たちには周知してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今の質疑、答弁を聞いて、改めてお尋ねをしたいというふうに思うわけですが、この報告書の2番の關係の2行目、市有自動車の公務運転中、駐車場に駐車していた大谷さんの所有の車にというふうになっているわけでありまして、今話を聞くと、相手の車は駐車場に駐車していたのでないようであり、市の駐車場なのか個人の駐車場なのか。あるいは、駐車場で動いているような話もありますので、この報告書と今の答弁との整合性をきちんとって説明をいただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 犬飼課長。

犬飼一好総務課長 大変すみません。説明不足かなというふうに思いますけれども、駐車場は市役所の駐車場ではなくて中央1丁目の個人のアパートにとめておいた車に衝突したというふうなことでございます。この表現が中央1丁目地内の駐車場に駐車していたというふうな表現になっておりますけれども、市役所の駐車場ではございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第19、承認第2号から、日程第25、議第35号を一括議題といたします。

議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 初めに、承認第2号、承認第3号及び承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、3件とも関連がありますので一括して御説明を申しあげる次第であります。

いずれも東日本大震災の被災者等に対する支援のために専決処分を行ったものであります。

市税条例の改正内容については、入湯税の課税免除を行ったものであります。

市民浴場に関する条例の改正内容は、使用料を無料としたものであります。

平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の補正内容については、市内避難所の運営及び被災地への救援物資購入等に係る経費として944万円を追加したものであります。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を引き上げるものであります。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布され、同日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

改正内容については、東日本大震災に係る個人市民税の雑損控除の特例などでございます。

以上、5案件について議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議第34号、平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、東日本大震災に係る震災復興支援事業として被災地への支援及び市外避難者支援事業費等を追加するものでございます。その結果、1,479万2,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ150億7,423万2,000円とするものでございます。

次に、議第35号、平成23年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算については、震災等による停電に対応するため、資本的支出に可搬式発電機購入に伴う建設改良費787万5,000円を追加するものであります。

以上、7案件について御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長等に説明いたしますのでよろしく御審議の上、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

高橋勝文議長 犬飼税務課長。

犬飼弘一税務課長 承認第2号の改正内容について御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等の入湯税を平成23年3月18日から平成24年3月31日までの間、課税免除を行うものでございます。よろしく御説明申し上げます。

高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

安彦 浩市民生活課長 承認第3号の改正内容について御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等の市民浴場の使用料を平成23年3月18日から平成24年3月31日までの間無料とするものでございます。

高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 承認第4号の改正内容について御説明申し上げます。

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等分の課税限度額を「13万円」から「14万円」に、介護納付分の課税限度額を「10万円」から「12万円」に引き上げるものであります。

高橋勝文議長 丹野財政課長。

丹野敏晴財政課長 承認第5号の補正内容につきまして御説明申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。

補正予算事項別明細書5ページをお開きください。

17款1項1目財政調整基金繰入金であります。このたびの補正財源として財政調整基金から944万円を繰り入れするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

歳出予算事項別明細書7ページをお開きください。

このたびの補正予算は、災害救助費に944万円を追加したものでございます。その主な内容について申し上げます。

職員手当等300万円につきましては、東日本大震災関連の職員時間外手当を追加したものであります。

需用費につきましては、避難所運営に係る食料費に300万円、避難所の光熱水費に60万円を追加したのが主なものであります。

委託料90万円につきましては、避難所の管理委託料を追加いたしました。

扶助費50万円につきましては、避難している小中学生への学用品の支給等に係るものでございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 犬飼税務課長。

犬飼弘一税務課長 承認第6号の改正内容について御説明申し上げます。

東日本大震災による被災者の緊急対応として、地方税法が改正されたことに伴うもので、大震災により受けた住宅や家財等にかかわる損失の雑損控除について、平成23年度市民税での適用を可能とする雑損控除の特例や、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失などしても残存期間の継続適用を可能とする住宅ローン減税の適用の特例を新たに加えるものでございます。よろしく願いいたします。

高橋勝文議長 丹野財政課長。

丹野敏晴財政課長 議第34号の歳入について御説明申し上げます。

補正予算事項別明細書5ページをお開きください。

14款2項4目の労働費県補助金636万7,000円につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を追加するものであります。

16款1項1目の寄附金につきましては、東日本大震災により本市に寄せられた義援金253万1,000円を追加するものであります。

17款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、589万4,000円を追加するものであります。

以上が歳入の概要であります。

高橋勝文議長 犬飼総務課長。

犬飼一好総務課長 議第34号の総務課所管に係る歳出について御説明申し上げます。

7ページ、3款4項1目の災害救助事業につきましては、東日本大震災に伴う重点分野雇用創造事業によりまず緊急雇用としまして、臨時職員の共済費に6万9,000円、賃金に629万8,000円でございます。

また、被災地の復興を支援するため、市民参加によりまずボランティア組織寒河江さくらんぼ応援隊の活動費用としまして、消耗品費に81万3,000円、食糧費に2万円、役務費に14万7,000円、委託料に6万8,000円、大型バスの借り上げとしまして使用料及び賃借料に49万円を計上しようとするものでございます。

高橋勝文議長 小野農林課長。

小野秀夫農林課長(併)農業委員会事務局長 第34号の農林課所管に係る歳出について御説明を申

しあげます。

7ページでございますが、6款1項3目の震災復興支援事業につきましては、寒河江産の農産物の安全安心をPRするために、市独自の安全安心シールの作成費用50万円と、被災者の方々のハウスさくらんぼ狩り費用を計上しようとするものでございます。よろしく願いいたします。

高橋勝文議長 安孫子情報観光課長。

安孫子政一情報観光課長 第34号の情報観光課所管に係る歳出について御説明申しあげます。

7ページの7款1項4目の震災復興支援事業につきましては、寒河江市周年観光農業推進協議会が実施する仙台圏を対象にしたさくらんぼ狩りなどの市内日帰りツアーの実施に対して、観光農業支援事業費負担金として218万7,000円を計上するものであります。

次に、避難者応援事業負担金は、市内の避難者皆さんから、市内の温泉旅館などに宿泊し、また、市内の飲食店を利用していただき、これまでの心身の疲れをいやしていただくとともに地域経済の活性化を図るため、避難者1人に対し5,000円の宿泊券1枚と1,000円の料飲券5枚を発行し、その利用料金を負担する経費として200万円を計上するものであります。

高橋勝文議長 工藤学校教育課長。

工藤恒雄学校教育課長 第34号の学校教育課所管に係る歳出について御説明申しあげます。

10款2項1目の小学校管理事業につきましては、田代小学校体育館の耐震補強を行うための設計管理業務委託料180万円を追加するものであります。

高橋勝文議長 清野生涯学習課長。

清野 健生涯学習課長 生涯学習課所管に係る歳出について御説明申しあげます。

9ページから10ページになります。

10款4項3目の震災復興支援事業の負担金補助金及び交付金につきましては、市内に避難されている被災者の方々を音楽公演会に招待するための負担金27万5,000円を計上するものであります。よろしく願いいたします。

高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

奥山健一水道事業所長 議第35号の補正内容について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、長時間停電に対応するため、三泉の3号井戸及び3号試掘井戸並びにチェリーランド東側の7号井戸に取水ポンプの自家用発電としての可搬式発電機2台の購入費用787万5,000円を追加するものです。

なお、その結果、資本的支出の建設改良費に787万5,000円を追加し、その財源として建設改良積立金750万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37万5,000円を追加、補てんしようとするものでございます。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第27、委員会付託であります。

お諮りいたします。

承認第2号から議第35号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

川越議員。

川越孝男議員 今回、一般会計の補正予算も、あるいは特別会計、それから条例の改正もすべて委員会付託省略になっているわけでありましてけれども、私はやはり寒河江市議会は委員会制度をとっているわけですので、委員会付託を省略をしないで、それぞれ付託をして十分な審査をすべきだというふうに思いますので、全部というのなかなか大変だとするならば、一般会計についての予算特別委員会の設置、これを動議として出させていただきます。

本来的にはすべて議案は委員会付託をすべきだというふうに思っています。

高橋勝文議長 御異議がありますので起立によって（「動議として予算特別委員会を設置してきちんとするように」の声あり）

ただいま動議が出ました。

賛成の諸君の起立を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4 時 3 4 分

再 開 午後 4 時 3 9 分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないと認めます。よって、本日の会議は延長することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4 時 4 0 分

再 開 午後 4 時 5 1 分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、川越議員から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで、川越議員から提出された動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

高橋勝文議長 起立少数であります。

よって、本動議は否決されました。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第28、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第2号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この専決処分は適切な対応だというふうに私は理解をしています。

そこで、若干お尋ねをしたいわけでありますけれども、この関係で、入湯税の免除になった方というのはきょうまでで何人ほどいらっしゃるのかお聞かせをいただきたい。

そして、今年度いっぱいこの免除を続ける提案でありますけれども、何人ほど見込まれているのか。この2点をお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 犬飼税務課長。

犬飼弘一税務課長 お答えいたします。

課税免除した件数は、4月末までで1,463名、延べ人数でございます。

あと、今後の見込みは別に立ててはないところでございます。

以上です。

高橋勝文議長 承認第3号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 これも同じように、市長の提案の際も関連して提案されたわけでありますけれども、私もこれも適切な対応だというふうに思います。

そこで、これもまた同じように利用者数及び今後の見込みをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

ただ、今回のこの専決処分については、実は当時、議会の方に専決処分した時点で税条例の部分の専決処分をやられているという話がありました。だとするならば、もう既に、当時市民浴場の無料開放が公表、マスコミにも出ていた時点でありますので、それも当然条例改正しなければ無料ということはできないので、専決処分しているのではないかというふうに私の方で申しあげましたところ、ちょっと調べてみないとわからないというふうな状況でありましたので、議会に対する説明の際などは、そういうふうな専決処分などというのはきちっととらえてするように、十分な緊張感を持った行政執行をやっていただきたいということを申しあげながら、見解があればお聞かせもいただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

安彦 浩市民生活課長 まず、利用状況でございます。5月15日まで1,795名の御利用をいただいております。

今後の見通しでございますが、3月には1日平均50人以上というふうなことでございましたが、現在のところは17名ということで大分推移しております。人数についても1日8人などということもございまして、今後の推移を見ながら改めて検討してまいりたいということで、将来の人数については今後検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

高橋勝文議長 承認第4号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

遠藤智与子議員 承認第4号について質問いたします。

この改正の根拠をお聞かせください。

高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。

高橋勝文議長 遠藤議員。

遠藤智与子議員 先日、税務課長さんの犬飼さんの方からお聞かせ願ったところでは、医療分が130世帯、後期高齢者が200世帯、介護納期分として140世帯で、合計470世帯が課税対象になるとい

うことをお聞きいたしました。増収が610万円になるというお話でございました。こういう状況におきまして、健康福祉課の方よりより詳しいお話をお聞かせ願えたらと思います。地方税が改正によりということでしたが、470世帯が事実課税になるということによろしいのですか。

高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 ちょっと数字なので確認をしたいのですが、私の方で実は今回、保険税の専決処分で限度額の引き上げをさせていただいたわけですが、その際、やはり去年の所得の補足の状況、あるいは4月1日を過ぎて国民健康保険に入っている方がどうなのかと、こういう部分で、いわゆるシミュレーションをしてみますと、先ほど税務課長がおっしゃった数字は、ある意味、従来、平成22年度に課税したときの限度額の世帯ではなかったかなと思います。当然、今から7月まで課税する間、数字としては変わってきますが、私の方で税務課からお聞きをしている今のところの、いわゆる限度額の世帯、つまり医療分で申しあげますと50万円の世帯とか、あるいは今回51万円になった方は何世帯ぐらいあるかという数字でお話をさせていただきますと先ほどの数字とは若干違いますので、それについては御理解をいただきたいのですが、遠藤議員から御返事をいただいておりますので、その辺についてお話をしたいと思います。

そうしますと、医療分のいわゆる限度額の世帯ですが、50万円のときには106世帯でございました。それが、51万円に引き上げることによって、医療分については104世帯でございます。また後期高齢者支援分ですが、162世帯になりますが、当然これまた引き上げをしておりますので129世帯。それから介護分でございますが、これまた114世帯でございますが、これについては72世帯ということで現段階ではシミュレーションとして出しておるところでございます。

高橋勝文議長 遠藤議員。

遠藤智与子議員 では、最後。どうもありがとうございます。

やはり、国が決めることに関して市は何でも聞くというのではなくて、やはりわずかではありますけれども市民の負担になるわけですので、これはぜひ市民が負担にならないような姿勢で取り組んでいただけたらと思っていますところでもあります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 私もこの点について何点かお尋ねをしたいというふうに思いますが、この提案では、今回の条例改正は施行令に基づいて改正をするというふうなことでありますけれども、その国の施行令が何を目的に改正されたのかということをごどのようにとらえているのか、まずお聞かせをいただきたいというふうに思うのです。

というのは、国保などについては、特に低所得者が、国保税がなかなか大変だという形の状況の中で滞納者が非常にふえていると。これは中間部分も大変だと。そして、高額所得者は頭打ちがあるので割かし楽だと、こういうふうな問題が国保の中であつたわけでありまして。そういう中で、今回限度額の50万円を51万円にしたり、それぞれ1万円なり2万円引き上げになっているわけでありましてけれども、そのことでの抱える課題の解消にはどの程度役に立っているというふうに理解されているのか。まずこの二つお尋ねをしたいと思います。

国の方ではどのような目的で政令改正をしてきたのか、この部分と、そのことについてどういうふうになっているというふうに、解消されているというふうにとらえているのかお聞かせをいただきたい。

高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 先ほど議員からもありましたように、この限度額の引き上げは当然、中あるいは低所得者層の国保税の軽減にも資するということがあります。

もう一つは、厚労省としては、いわゆる被用者保険、つまり国民健康保険以外の保険との公平性の観点からということで、とりわけ協会健保の負担上限が、今、介護保険を含めると約108万円になってございます。それとの負担上限をめどに今後も段階的に引き上げるということでのコメントがされております。

ですから、御案内のとおり保険税につきましては医療費の見込みや、あるいはそれぞれの会計の中で歳出を見込んで、それに対してそれぞれ国から、あるいは基金等から、あるいは連合会からルール分として予算上見込めるわけです。その中で、残ったときに皆さんから保険税という形、あるいは基金であれば基金を取り崩す中で予算を編成させていただいているところです。そういったときに、保険税をいただくというときに、今、川越議員からあったように、いわゆる所得のある方について限度額を上げることによって、結果的には皆さんからいただく分が、皆さんからと言うと大変失礼な言い方ですけども、所得が少ない方に関してはその引き上げる必要がないような仕組みになっているということです。そのようなことでございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 やはりもっと、本会議でするので、3回きりやり取りもできないのですが、国の法律が変わったから、あるいは政令が出たからというふうな形の中で、ストレートに寒河江でももちろん法に合致した条例にしなければならないわけですけども、その結果、寒河江の国保の被保険者はどういうふうになるのだかということを見て、それは是か非かということも議論し合うことが極めて必要だというふうに思うのです、議会でその条例改正を承認するかどうかとなったときに。したがって、なかなかそういうことが本会議だけだとできないので今後は改正してほしいと思うのですが、それで国保の、先ほども申しあげましたけれども、国保で高額所得者はもう頭打ちがあるから限度額さえ納めるといいという。最高金額を納めた中間や低所得者がなかなか大変だという問題があるわけですけども、寒河江市の国保の加入者で最高の所得額というのは幾らですか。これを教えていただきたいと思います。

高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 今の質問についてはあれでしょうか。51万円になる方の所得はどうかということでしょうか。それとも……。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 国保加入者で所得の最高額というのはどれぐらいの方がなっているのだか。下の方は皆見えるんだけど、上というのはどれぐらいもっている人が国保に加入しているのだかということも知りたいんです。そういう実態を知って、国保税でのあり方を検討する意味で。最高もらっていてなっている人というのは、最高の所得、年収をあげている人というのはどれぐらいなのか教えていただきたい。

高橋勝文議長 犬飼税務課長。

犬飼弘一税務課長 国保加入世帯の最高額の所得というのは押さえておりませんけれども、ただ、医療分の限度額51万円になるにはどのぐらいの所得かというのは調べてあるんですけども、これ

もやはり家族とか固定資産税があるかどうかというふうなことで一概には申しあげられないわけですが、例えば4人家族で固定資産税が14万6,000円だと仮定すれば、所得が545万円ほどになれば限度額まで達するというふうな状況です。

以上です。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 やはりそういうふうなのは、わかるよ、こういう本会議の中での答弁は準備もならないしだというふうに思いますけれども、本当に国保の問題を真剣に考えていくなら、滞納者をどうするかというふうに、下の部分、本当に大変なところから、徴収率を上げるだけでなくて公平な負担をするというのであれば、年間多額の所得をあげている人からも応分の負担をしてもらうというようなことなども必要で、限度額が国の方の政令の中で今回は1万円あるいは2万円というので上がったんだという理解をしています、私は。しかし、そこはまだまだ中間層で大変な人の部分だというふうに私は理解しているんですね。したがって、その辺について市長の理解度はどうなのかと。やはり国の方にも市長会あたりでも意見を上げながら、今回も改正になったのだというふうに私は理解をしています。したがって、これで解決するものでなくて、もっと改善、改革をしないとだめだというふうに私は思うんですけども、そのことについての市長の見解をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 国保については、御案内かと思えますけれども、非常に運営上も大変で、市町村の方も大変な運営状況になっているという状況にもあります。また、市民の健康を守る基本的な制度でありますから、そういう制度の円滑な運営と、あるいは福祉の面での充実強化ということをやはり両にらみで制度設計というものをこれからさらに考えていかなければならないということであり

ます。そういった意味で、今、国の方にもいろんな形で市町村の実態というものを、あるいは市民の生活の実情というものをなるべく訴えていって、そして充実した国保の制度に向かってさらに一層努力をしていかなければならないというふうなことを感じているところであります。

高橋勝文議長 承認第5号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この専決処分も極めて妥当だというふうに理解をしますが、そこで何点かお尋ねします。

一つは、今回の大地震で22年度の予備費からの支出ももう既にされているというふうに理解をしているのですが、22年度の予備費からの予算の執行状況というのは幾らになっているのかお聞かせをいただきたいということが一つです。

それから、今回の944万円の補正、それから議第34号で第2号の補正でもさらに今回補正予算が提案されているわけでありましてけれども、この第1次補正の944万円のきょう現在の予算の執行状況がどうなっているのかということが2点目です。

それから、これは2号のものとも関係してくるんですけども、現在の被災者の受け入れというのは、寒河江市でやっているのはまさに自主的な形なわけですね。したがって係る経費は市でもつと。そうでなくて、今度被害に遭った県などから要請を受けて正式にこっちで受け入れた場合には、後でかかった経費はその要請元の方に請求できるというふうな形になっているというふうに私は今

現在理解をしているんですが、今後の原発の状況などにもよりだというふうには思うんですが、もし被災されている自治体の方から正式な要請、市でやっている自主的なものでなくて正式な要請、そしてかかった経費は向こうに請求できるという、こういうふうなことの要請があった場合の本市での受け入れというのは可能なのかなのか、その辺の考え方もあわせてお聞かせをいただきたい。この3点をお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 丹野財政課長。

丹野敏晴財政課長 では、私は1問目と2問目につきまして御答弁申しあげたいと思います。

初めに、22年度のこちらの方の災害救助関係の予備費からの支出というようなことでございますが、22年度の支出状況につきましては1,333万9,629円になってございます。

それから、23年度、専決処分をしたこの944万円の現在までの執行状況というようなことでございますが、5月16日現在というようなことで数字の方を押さえてございますけれども、執行額につきましては206万5,698円になってございます。

以上です。

高橋勝文議長 犬飼総務課長。

犬飼一好総務課長 被災者の受け入れというふうなことでございますが、現在、被災者の受け入れにつきましては、現段階で原発以外の方、岩手、宮城の方も含めまして、市内全体で現在182名というふうな方が市内の方に今避難しているというふうな状況です。今後、福島原発のさらなる被害によりまして被災者が出たという場合については、一時避難というふうな形の中での受け入れ態勢というものについては再構築してまいりたいというふうに思っておりますが、現段階では一時避難の部分については避難者の方はいないということで、今後そういった状況にかんがみて対策をしていきたいというふうに思っているところでございます。

高橋勝文議長 川越議員。質問は簡潔にお願いします。

川越孝男議員 今現在、182名被災者を受けているそうですけれども、これは自主的なというか、寒河江市でその経費をもたなければならないというものなのか。そうでなくて、それは向こうに請求できるものなのか、この点だけ教えていただきたいというふうに思いますし、それが今後もずっと、いつまでというふうに考えているのかということと、正式にまた向こうからあった場合、先ほどのもの、受け入れる態勢があるのかということと、再度お尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 犬飼総務課長。

犬飼一好総務課長 現在、一時避難として市民体育館の合宿所の方に32名の方が避難しているところでございます。出身県は福島県というふうな形になってございます。そのほかに、ホテル、旅館、アパート、貸家、あと個人宅というふうな形で避難しているという状況でございます。

岩手県、宮城県、福島県の方に請求できるかというふうなことでございますけれども、これは求償というふうなことになるんですけれども、係る経費につきましては今後求償をしてみたいというふうに考えております。

あと、今後いつまでというふうな状況かということでございますが、御案内のように、福島原発がなかなか収束していないという状況でございまして、現在、福島県等でも仮設住宅を建設中ということもございまして、そちらの方に申し込みをしている方がほとんどでございまして、仮設住宅の方に入れるという状況になった段階でそちらの方に移るのかなというふうに考えております。基本

的には、被災者の皆さん、地元の県に戻りたいということがほとんどの方であるというふうにお聞きしているところでございます。

以上です。

高橋勝文議長 承認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤良一議員 このたびの地震により可搬式発電機を購入するわけでありましてけれども幸生は簡易水道で水源地が高いところにありますけれども、田代地区も今県の発注で水道工事が行われております。6月30日までであります。田代の場合は井戸を掘って、それから高いところに上げて給水するわけであります。その辺の対策はできているのかどうかであります。まだ使用はしておりませんので、6月30日まで工事期間がありますので、地震ですからいつ起きるかわかりませんので、田代地区も入っているのか入っていないのか、対応ですね、考える必要があるのではないかなど。単純に今、寒河江の3カ所の井戸にだけ配置のようでありましてけれども、どのように考えているのでしょうか。

高橋勝文議長 議題に沿って質問をしてください。

佐藤議員。

佐藤良一議員 今、県でしていますけれども、寒河江市に移管になるんです、今現在工事やっているの。それで寒河江市で運営になるわけであります。当然、田代地区の水源地の井戸でありますから、その辺に対応できるのかできないのかと聞いているんです。

高橋勝文議長 議第35号に対する質疑でありますので。(「そうです」の声あり)マイクを使ってください。もう一回お願いします。佐藤議員、もう一回。

佐藤良一議員 発電機も田代に活用できるんですか。

高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

奥山健一水道事業所長 今の質問につきましてでございますが、この二つの井戸につきましては、一つは3号井戸というのは三泉のいずみの入り口にある井戸でございます。あと7号井戸につきましてはチェリーランドの東側にある井戸でございます、これは一応据えつけというようなことで考えていますので、田代の方に持っていくというようなことは今のところはできないと思います。

以上でございます。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤良一議員 市に移管になった場合、田代地区の井戸でくみ上げるんですから、当然考えなければいけないのではないかなと私は思うんです。その辺の対応もぜひ、持って行ってこっちでだめだから、あっちでだめだと、使用開始になってからでは大変でありますので。よく考えてもらわないと困りますよ。

高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

奥山健一水道事業所長 この発電機につきましては重量が大体2トンほどございます。これを運ぶとなりますとユニックでもちょっと厳しいのでクレーン車程度の大きいものでないとなかなか持つ

てはいけないというようなことなものですから、もし田代にするとすれば、田代に新たに設置するようなことで対応しなければならなくなると思います。今のところ、まだ田代の分については県からの移管を受けておりませんので、その辺についてはまだ、今後検討になると思います。

高橋勝文議長 内藤議員。

内藤 明議員 何か可搬式というふうに書いてありますけれども、これは動かせないということなの。

高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

奥山健一水道事業所長 可搬式ですから基本的には動かせるんです。ところが、かなりの重量がありますものから、災害が起きたときに動かすとなると、クレーン車みたいなユニックの大きなものとか、そういうものを手配した上でなければ動かせない、運べないというんですか、そういうふうなことでございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 やはり可搬式というふうなことだから、停電になった場合、どこが電気ダウンするかということとはわからないけれど、そしてまたそこは別な形でつなげるかも。そうしたときに備えつけの発電機を置くというのはでなくて可搬式と言ったから、それはユニックで運ぶか何で運ぶかは別にして、こちらはなぜかアップできた。ところが田代だめだと。今はまだ県から市に来ていないからと、それはまた別問題にして、そこに限らず、二つのものがあるけれども、動かせるんだというふうな理解を私はこの議案を見て思ったんですが、動かされないとすると、何で可搬式なのやと。そうでなくて備えつけの発電機でもいいのではないかというふうな思いがあったからこれが一つです。

それからもう一つは、今回の地震以外の中でこういうことが必要になってきているんですけども、それよりも、これから停電になるのだからという問題。今現在、水道で問題なのは、放射に汚染されているのかどうなのかと、これの方が切実だと思います、もう福島がああいう状態になっているわけですから。したがって、その調査をする測定器や何かをどうしているのか。この辺をお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

奥山健一水道事業所長 可搬式につきましては基本的には動かせませんが、先ほどからも何度も申しあげていますように、なかなか動かすにも簡単にというようなことで、ユニックとかでしなければならぬと。

あと、水道の放射能につきましてでございますが、うちの方につきましては、川原ポンプ場につきまして2回ほど県の方をお願いをして調査をしております。その結果、セシウムとか、そういうふうなものについては不検出というようなことで何も無いということでは出ております。検査機器を購入というようなことでございますが、今のところはそういうふうなことじゃなくて、大分、県の方あたりも調査が前と違いましてできるような、いろいろと潜り込むというんですか、調査をしていただける機会が出てきましたので、そちらの方で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

高橋勝文議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決しました。

これより、承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決しました。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決しました。

これより、議第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

これより、議第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

高橋勝文議長 ただいま、議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉 会 午後5時30分

高橋勝文議長 以上をもちまして、平成23年第3回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。